４環総政第100号
令和４年５月６日

環境影響評価調査計画書審査意見書

「東京都市計画道路都市高速道路第１号線（新京橋連結路）建設事業」環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池　百合子
（公印省略）

記

第１　対象事業

１　事業者（都市計画を定める者）の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名　称：東京都
代表者：東京都知事　小池 百合子
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

２　対象事業の名称及び種類

名　称：東京都市計画道路都市高速道路第１号線（新京橋連結路）建設事業
種　類：道路の改築

３　対象事業の位置

起　点：東京都中央区新富二丁目
終　点：東京都中央区八重洲二丁目

第２　意　見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第１項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動共通】

計画道路周辺では、本計画を含め複数の市街地再開発事業が進められており、将来の周辺交通量が現在に比べ相当程度増加すると考えられることから、関連する車両の道路沿道への影響については、可能な限り周辺開発による交通量変化を勘案し、予測・評価すること。

【地盤、水循環共通】

計画道路周辺は建築物が密集しており、地下鉄などの公共性の高い重要施設も集中している。また、防災用の井戸も存在していることから、計画されている現地調査に加え、既往の地質柱状図などを含めた十分な調査を行い、工事の施行中及び工事の完了後の影響について適切な予測・評価を行うこと。

【廃棄物】

本事業では、事業区間約 1.1 ㎞のうち約 0.8 ㎞はシールド工法を用いたトンネル区間であり、大量の建設発生土等の発生が想定されることから、施工計画の内容に加え、類似事例を参考として、発生量及び再資源化等について詳細な予測・評価を行うこと。

第３　その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。